

70歳未満の人は 入院前に 必ず申請してください

■入院したとき、窓口での医療費負担が限度額までとなります

70歳未満の人が入院したとき、平成19年3月までは、自己負担分（医療費の3割または2割）を全額負担して、あとから申請により限度額を超えた分が支給されましたが、平成19年4月からは「**限度額適用認定証**」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までとなります。

平成14年からすでに、70歳以上の人では実施していましたが、平成19年4月から70歳未満の人も対象となりました。



■医療機関窓口に表示するもの

所得区分	平成19年3月まで	平成19年4月から
一般 上位所得者以外の 住民税課税世帯	保険証	保険証 限度額適用認定証
※上位所得者	保険証	保険証 限度額適用認定証
住民税 非課税世帯	保険証 標準負担額 減額認定証	保険証 限度額適用・ 標準負担額減額認定証

※上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯にあたります。所得の申告をしていない人も上位所得者とみなされます。

国民健康保険からのお知らせです！

平成19年
4月から入院時の窓口での支払いが
自己負担限度額までになります！

■自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額※
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12か月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の4回目以降の限度額

例 入院時の医療費が40万円だった場合（一般の場合）

- 自己負担分 医療費が40万円 × 自己負担割合3割 = 12万円
- 自己負担限度額 80,100円 + (40万円 - 267,000円) × 1% = 81,430円

平成19年3月まで

- 窓口負担 自己負担分 12万円
- 高額療養費
自己負担額12万円 - 限度額81,430円
= 38,570円が
申請によりあとから支給されます



平成19年4月から

- 窓口負担 81,430円
自己負担分が限度額を超えているので、限度額までを負担
- 高額療養費
自己負担額12万円 - 限度額81,430円
= 38,570円は
国保から医療機関に支払われます

問い合わせ・申請先… 町民課 国保年金係 内線151~153